

- ・ 月1回程度、部の裁判官及び立会書記官全員が参加したミーティングを行って、情報共有を図ったり、部の課題について意見交換を行っている。
- ・ 裁判官の審理方針に関する事項については、裁判官を含めた定期ミーティング（立会部会）や部内回覧等を利用して意見交換することで、裁判官と書記官との間で認識を共通にするよう工夫している。
- ・ 部会等において、具体的な事例等を踏まえた書記官事務に関する具体的な意見交換を行い、日常における裁判官と書記官との情報や意見の交換を活発に行うよう促している。
- ・ 月1回、民事部裁判官と民事立会及び民事訟廷の職員による部会を開催し、訴状審査と補正の促し、期日調整と訴状等の送達、弁論準備手続期日への立会と調書作成、期日間準備、人証調べにおける供述録取及び判決原稿の点検の事項を含む内容について、裁判官と職員のより適切な役割分担の在り方の検討やチェック表、審査表の改訂等を行っている。
- ・ 月1回程度の部会を行い、加害行為への対応や判決点検など、裁判官の審理方針に沿ったるべき書記官事務が行われるよう、意見交換を行ってお互いの認識を共有するようにしている。
- ・ 部全体としては、月に1回、立会係ミーティング（裁判官と立会係書記官全員参加）を行っている。その中で裁判官の審理方針に関する課題で部全体で協議すべき事項について話し合っている。

○ 随時の意見交換の実施

- ・ 新件の訴状審査の際、第1回期日の審理運営方針を伝える、提出期限経過後の書面催促の強弱の程度を伝えるなど。いずれも、具体的に書記官に伝え、書記官からも意見を述べやすい関係作りに心掛けている。
- ・ 日常的に裁判官が書記官室に足を運ぶなどして、審理方針等を話し合っており、裁判官と担当書記官との間において、意見交換しやすい雰囲気が醸成されている。
- ・ 期日間も当事者から申立てや各種連絡があった場合、裁判官に報告、相談等している。
- ・ 何か書記官事務を検討する場合に、裁判官の事務処理や判断への影響の有無を確認することがある。
- ・ 書記官が行う期日間管理や事務連絡に関し、裁判官が隨時意図する審理方針等について具体的な説明をしている。
- ・ 日常の事件処理の中で疑問点等があれば、その都度、周囲を巻き込んで意見交換するよう努めている。
- ・ 期日間の準備書面や証拠の提出があれば書記官においてチェック後直ちに裁判官に回し、その取扱いについて打合せを行い、裁判官の審理方針、各期日の審理予定、当事者の準備事

項等に関する認識を共有している。

- ・ ミーティングの機会だけでなく、日常的に裁判官と事件に関する会話をして、心証や審理方針についての情報共有を図っている。
- ・ 書面の提出がある都度、どのような進行をするのかも確認している。
- ・ 書面提出や当事者からの問合せなど、担当書記官は裁判官にこまめに報告を行い、そのような機会を捉えて意見交換をするなどして認識共有を図っている。
- ・ 当事者から書類の提出や照会事項等があった場合には、直ちに裁判官に伝達して、今後の進行や対応について確認している。これらの取組は、裁判官との良好なコミュニケーションの構築がベースとなっている。
- ・ 現状としては、民事立会経験の浅い書記官が複数おり、裁判官は、書記官室に頻繁に立ち寄り、意思疎通を図るとともに、適宜指導している。主任書記官は、それを聴いて、他の書記官とも問題を共有するなど、指導の参考にしている。

○ 期日メモ（手控え）の共有

- ・ 裁判官の手控えファイルを共有し、裁判官と書記官が相互に記入する方法
- ・ 裁判官が事件メモを交付するなどして、訴訟進行上の認識の共有化を図る。
- ・ 事件情報を記載した電子データを共有したりすることがある。
- ・ 期日メモ等の書面を配布したりして、裁判官の審理方針を踏まえた書記官事務が実践されるように配慮している。
- ・ 裁判官の作成する期日手控えを共有フォルダで管理している。そのため、裁判官の審理方針に関する認識を書記官が把握し、書記官が期日間準備をスムーズに行うことができるほか、審理方針に疑問な点がある場合に、書記官が裁判官に確認することが容易になっていている。
- ・ 裁判官作成の期日メモ（期日において行う釈明等の予定メモ）の交付を受けている。ミンタスの「進行管理メモ」に裁判官が入力したものを、書記官が隨時確認することで、進行方針を共有している。

○ 弁論準備手続期日後の結果の共有

- ・ 弁論準備期日に書記官が立ち会わない場合でも、期日終了後、裁判官から、調書記載事項のみならず、今後の見通し、和解協議の内容、当事者の約束事項などが伝達されている。
- ・ 弁論準備期日の立会メモを交付する際、次回以降の期日の審理運営方針を伝える。
- ・ 特に非立会事件における結果メモの交付と口頭での補充により認識の共有を図っている。
- ・ 書記官の立ち会っていない弁論準備手続については、期日後、期日の内容をメモとともに、口頭でも伝え、その際にはできる限り今後の審理の方向性や見通しについても触れるよ

うにしている。

○ 係単位のミーティングの実施

- ・ 各裁判官とも、担当書記官と少なくとも週に1回以上時間を決めてミーティングを行つており、担当裁判官の審理方針に関して認識の共有化を図っている。
- ・ 庁として、新たに着任した裁判官全員に対し、係ミーティングを実施し、その中で、訴状審査、期日調整、判決原稿点検等の方針について確認するよう依頼し、部で実施を確認している。

○ 係内申合せ等の作成

- ・ 各係ごとに、訴状審査、立会、判決原稿点検その他書記官事務の基本的な流れ等を「マイコードルール」として文書化し、裁判官と書記官が認識を共有し、これを共有フォルダに保管して、他の係との比較を可能にして、事務改善の契機としている。
- ・ 各係で書記官事務の内容について申合せを作成し、それに基づいて事務を行つてている。
- ・ 各係ごとに標準的な事務処理のガイドラインを作成している。

○ その他

- ・ ロッカー前ミーティングの実施、付箋の活用、ミンタスマモ欄の活用など
- ・ 期日間に提出された書面はその時点でそれを明示して記録を裁判官に提出している。
- ・ 要警備事件・多数当事者事件・大型事件・傍聴人多数予想事件などにつき、裁判官・主任書記官・書記官で随時打合せ、毎月1回幹部ランチミーティング（裁判官全員・主任書記官以上の書記官全員）
- ・ 訴状審査の結果について認識を共有するために定型的なメモを用いている。
- ・ 次回までの準備事項を期日調書に記載することにより、期日間準備の充実を図つている部もある。
- ・ 部に配てんされたすべての事件について、主任書記官及び部総括裁判官が審査し、付合議の検討を行つてている部が増えた。
- ・ 合議事件の準備書面については、書記官がその写しを作成し、合議体に配布している部がある。
- ・ 部総括と首・次席書記官、訟廷管理官、あるいは部総括と主任書記官とのミーティングを月2回実施している。
- ・ 訴状審査と補正の促し、期日調整と訴状等の送達、弁論準備手続期日への立会と調書作成、期日間準備、人証調べにおける供述録取及び判決原稿の点検の内容について、裁判官、書記官が異動した際に、裁判官の審理方針について裁判官が「異動後の裁判官との確認事項」（アンケート）に記入するなどし、それを題材にして書記官との間で打合せをする。必

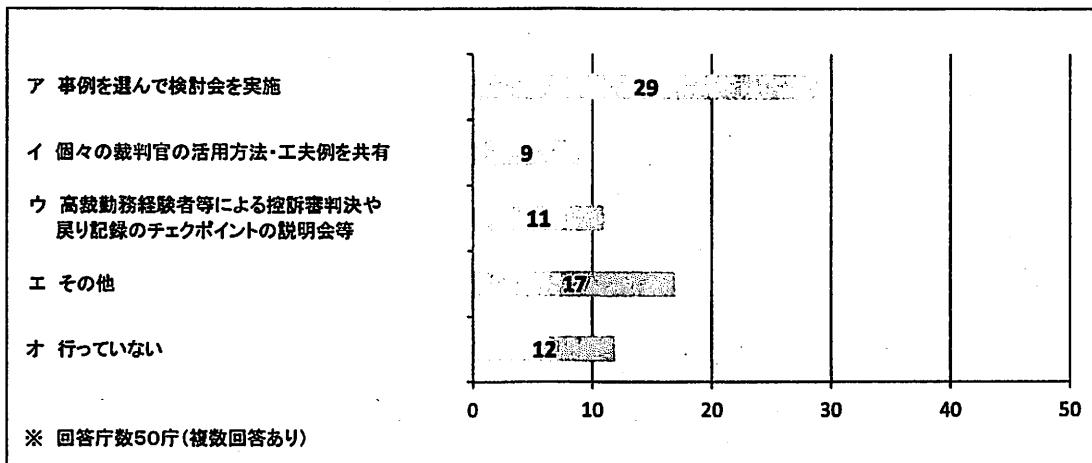
要に応じてミンタスで処理方針を共有する。

- ・ 基本的な審理運営方針は、裁判官又は書記官が交代するなどのタイミングで確認し、共有を図っている。
- ・ 裁判官に対する書記官事務の説明会及び首次席書記官と部総括との懇談会を実施
- ・ 裁判官の審理方針の概要（訴状審査の程度、期日立会の選別、調書記載の程度、判決チェックの程度等）をメモにして書記官に渡している。
- ・ 実際に行っている事務処理の実情（例えば、「判決点検に要する時間はどの程度か」等50項目程度）について書記官から書面で回答させた上で、これを部の全裁判官に配布してそれを認識していただき、裁判官の訴訟運営を行う際の参考にしている部もある。
- ・ 概ね半年に1度程度全事件について担当裁判官と書記官とで「棚卸し」を行うことで、事件の大まかな審理計画についても情報共有を図っている。
- ・ 書記官が事務処理上疑問に感じた点等を部内共有フォルダに集約している。

6. 単独事件の審理運営の更なる改善を全庁的に進めるための方策

(1) 単独事件の控訴審判決や戻り記録の実践的・効果的な活用を全庁的に促すための取組を行っていますか。(複数回答可)

【グラフ6-1】控訴審判決や戻り記録の活用を全庁的に促すための取組



「その他」の主な回答

○ 回覧等

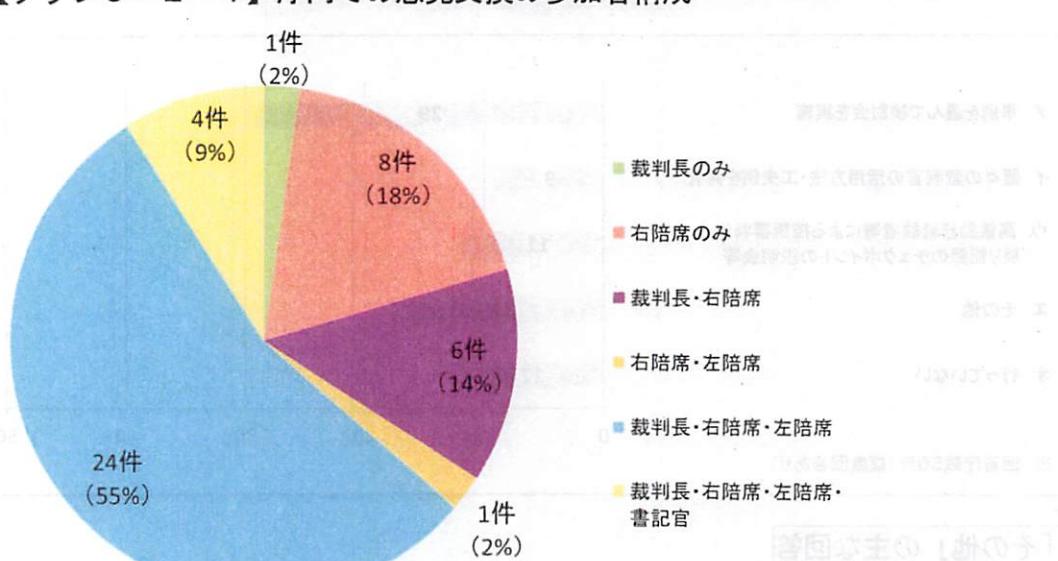
- 控訴審判決と原審判決をセットにし、本庁・支部全裁判官の参考に供しており、部会の際などに議論している。
- 各部において控訴記録及び戻り記録について部内回覧を行うとともに、事案を選別して議論をしている。
- 民事部内で意見交換して選択した控訴審判決を、本庁民事部及び全支部に回覧している。
- 控訴審判決と判断のポイントメモを部内で回覧している。
- 回覧の上、意見交換をし、周知すべき点は、時機を捉えて、管内裁判官に伝えるよう努めている。
- 戻り記録は部内の裁判官が読めるようにしている。担当裁判官は当該事件のポイントを伝えるようにしている。
- 高裁・地裁の判決及び高裁裁判官コメントを回覧。控訴審結果一覧表を回覧。担当部で戻り記録を全件借出し

○ 態勢整備

- 戻り記録全件を部総括が確認する態勢とした。部総括は必要に応じて構成員と意見交換等を行っている。
- 戻り記録の供覧ルートに必ず部総括を入れ、必要な情報共有の契機とし、事例検討の環境づくりをしている。

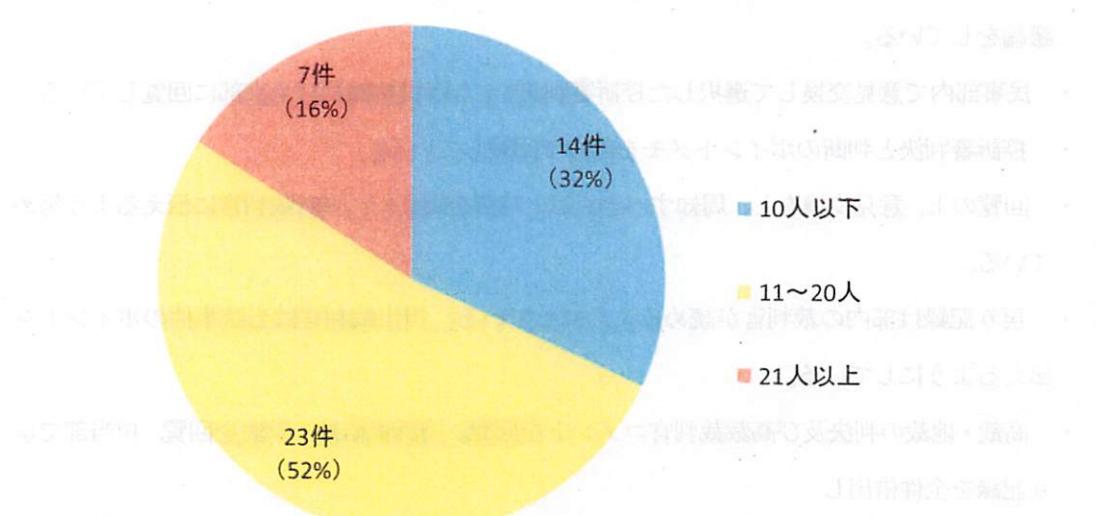
(2) 単独事件の審理判断の在り方に関する府内(支部を含む。)の意見交換の場

【グラフ6-2-1】府内での意見交換の参加者構成



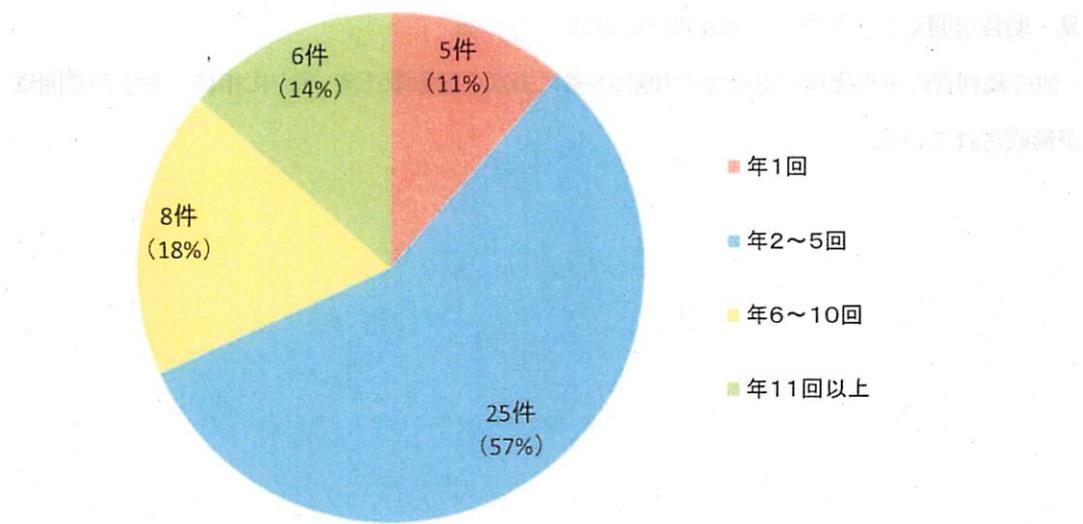
※ 回答府数31府
(一つの府が複数の意見交換について回答している場合には、それぞれを計上している。)

【グラフ6-2-2】府内での意見交換への参加人数



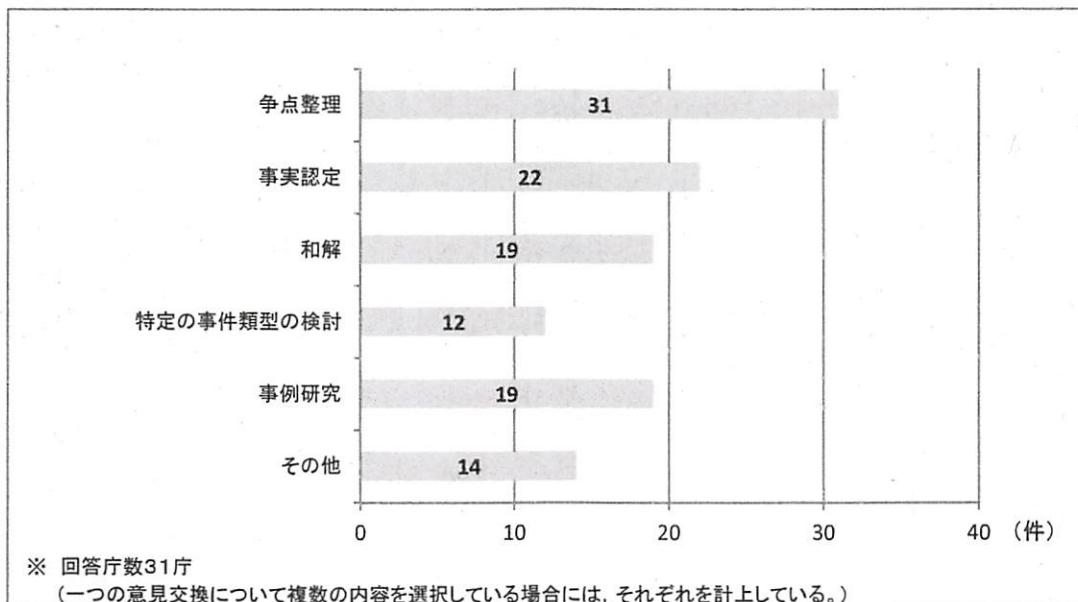
※ 回答府数31府
(一つの府が複数の意見交換について回答している場合には、それぞれを計上している。)

【グラフ6-2-3】 庁内での意見交換の開催頻度



※ 回答庁数31庁
(一つの庁が複数の意見交換について回答している場合には、それぞれを計上している。)

【グラフ6-2-4】 庁内での意見交換の内容



効果に関する主な意見

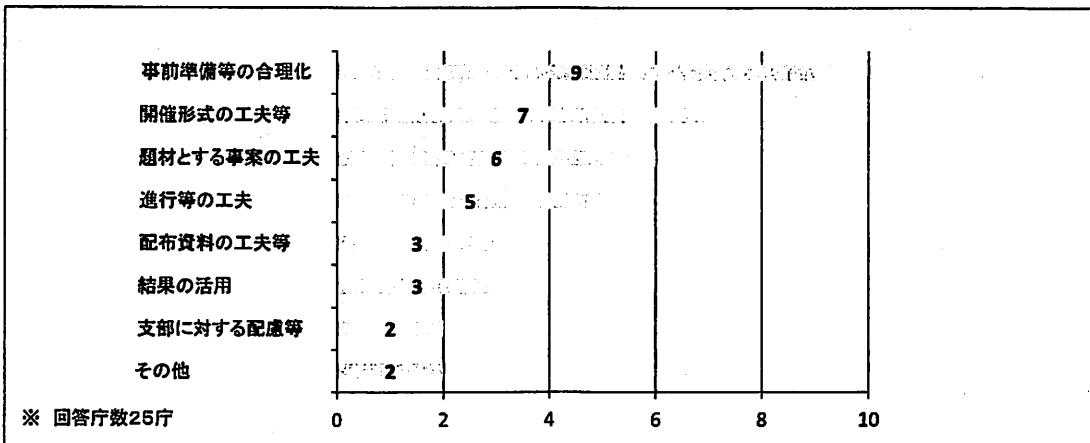
- ・ 事実認定のポイントや判決起案の際に留意すべき点等について、異なる見方を知ることで、自己の見方を見直すことができる。
- ・ 他の裁判官の訴訟指揮（特に争点整理、釈明）に関する意見交換を通じ、各自が担当する事件の審理に取り入れることができる。
- ・ 議論の内容等を民事部全体に還元し、全庁的な審理運営の改善の契機としている。
- ・ 異なる視点や専門知識を補充できる。

(資料 3)

- ・自己が担当して処理に悩んでいる事件について、同種事件を担当する他の裁判官から意見・助言を聞くことができ、事件処理に役立っている。
- ・他の裁判官の争点整理の進め方や和解の考え方などを吸収でき、互いに相談しやすい雰囲気が形成されている。

(3) (2)の意見交換が実践的・効果的なものとなるよう工夫している点があれば、記載してください。(自由記載)

【グラフ6-3】 庁内で実践的・効果的な意見交換をするための工夫



主な具体的回答

◎ 事前準備等の合理化

- 報告者を定め、報告対象の判決書と各人の問題意識を提出してもらい、参加者に事前配布
- 判決、検討メモを事前に配布
- 準備会を設けて発表内容について意見交換をしている。
- 配布資料は一、二審の判決程度にとどめて、問題提出や問題検討の負担が大きくならないようにしている。
- 効率的に議論するため、チューターが、検討項目を列記したレジュメを事前に配布している。しかし、自由な議論を行うこと、継続的に行うため負担を最小限とすることの観点から、詳細なレジュメは求めていない。
- 傍聴する裁判官も含めてモデル記録（実際の記録を一部抜粋したもの）を一通り読んで訴訟指揮について議論できるようにした。
- 議題を事前に参加者に配布することで、参加者各人の事前検討を可能にし、充実した意見交換ができるように準備をしている。
- 事前に事案の概要が分かる準備書面や書証などをコピーして参加者に配布し、当日は、事案に即した意見交換が可能になるようにしている。

◎ 開催形式の工夫等

○ 参加しやすい時間帯の設定

- 昼休みと夕方に開催時間を分けることにより、育児中の裁判官も参加しやすい形としている。
- 家庭の事情等がある者でも参加しやすいよう昼休みに行っている。
- 裁判官会議開催の日に支部の裁判官を含めて意見交換の場を設けている。

○ 少人数での開催等

- 裁判官を3班（各約15名）に分けた少人数全員参加の議論
- 回数は限られるが、少人数で班別協議をして、発表後、意見交換を行う司法研修所での研究会の方式を取り入れることもある。
- 自由な議論のため、少人数の班別にしたり、協議結果は残さないこととしたりしている。

○ 定定期的な開催

- 日頃の事件進行の際に感じた悩みや疑問点について、他の裁判官に適時にかつ率直に質問し、忌憚のない意見交換ができるよう、定期的に開催している。

◎ 題材とする事案の工夫

- 控訴審で変更等がされた事案を中心に検討
- 実務上問題が生じやすい事案類型を選んで検討
- 具体的な事例の活用
- 議論が活発となるような題材を選ぶようにしている。
- 当初は長期未済事件をテーマとして長期未済解消のための取組について意見交換をしていたが、議論が発展しなかったため、参加者が自由にテーマを挙げられるようにし、事前に参加者にテーマを周知することにより、充実した意見交換ができるようになった。

◎ 進行等の工夫

- 当日は、報告者に自らの悩み等を話してもらい、単独事件を担当している右陪席や支部長を中心に意見を述べてもらった上、部総括や所長が自らの経験等を基に一応のまとめと助言のコメントをした。個別の判決の批判ではなく判決書の記載の一般的な在り方に関する意見交換となるように留意した。
- レポーターによるポイントの要約、高裁勤務経験者からの意見聴取等
- 自己の考えを述べやすいよう堅苦しくない意見交換の場を設定
- 普段よくある問題（本人訴訟の審理、釈明の仕方、判決の書き方）を自由に意見交換できるように工夫している。
- チューターの進行の下、各参加者が積極的に発言することで議論を活性化させている。全ての参加者に意見を求めている。

◎ 配布資料の工夫等

- 対象判決には、担当部の作成した審理経過に関するメモを付している。
- 取消判決は仮名処理し、原審裁判官は匿名扱いにするなど拒否感を生じないよう配慮

- 以前他庁で利用した原審判決及び高裁判決（仮名処理済み）を配布し、意見交換を行っている。

◎ 結果の活用

- 意見交換の結果を実践につなげるために、裁判所内に関わる事項であれば所長や書記官室、代理人に関わる事項であれば弁護士会に情報提供したり、協議の場を設ける等している。
- 意見交換後にポイントを指摘した書面を交付している。
- 講演会は、講演後に懇親会を開催し、講演録を作成するほか、部内で意見交換をしている。

◎ 支部に対する配慮等

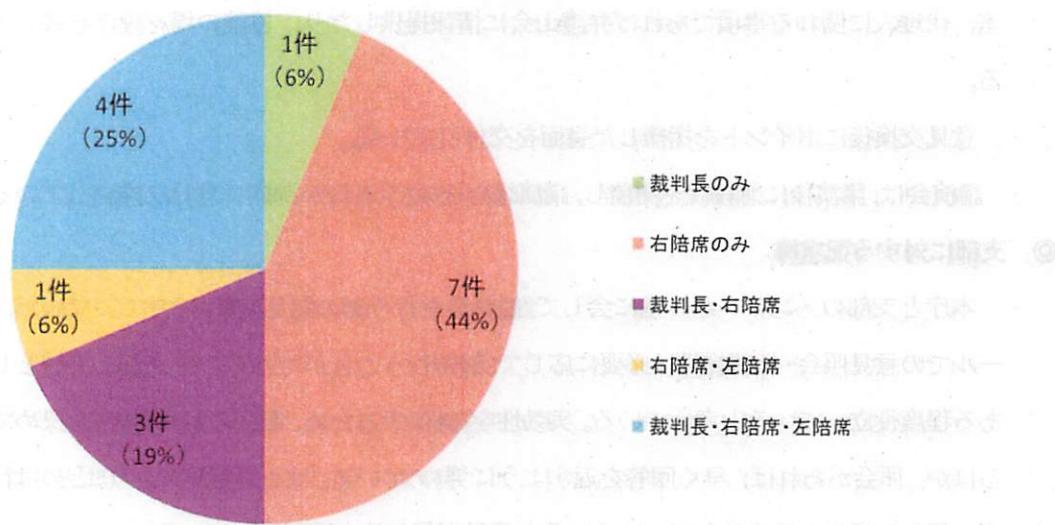
- 本庁と支部のメンバーが一堂に会して勉強会を行う形の意見交換はできていないが、メールでの意見照会・情報提供は必要に応じて隨時行うことができるので、支部の支援としてある程度役立っていると考えている。実効性を確保するため、照会の窓口裁判官を決めているほか、照会があれば、早く回答を返すように努めている。また、意見のとりまとめは行わず、個々に意見を返すことで、いろいろな意見が伝わるよう配慮している。
- 支部の裁判官にも議論に加わってもらう。支部の裁判官が参加しやすいよう、裁判官会議の際に事務打合せを併せて行う。

◎ その他

- 現状は裁判官だけの意見交換となっているが、裁判官の審理判断の在り方は、それを支える書記官事務にも少なからず影響する事項であることから、今後は、書記官を含めて行うなどの方策を検討中である。
- 民事部が1か部のため部内ではあるものの、複数の合議体の構成員が集まって意見交換を行うことで、より多角的な検討を加えることができ、現に進行している事件について、今後の審理方針や証明事項等、当該事件を適切・迅速に解決するための具体的な方策にまで踏み込んだ議論をすることが可能である。

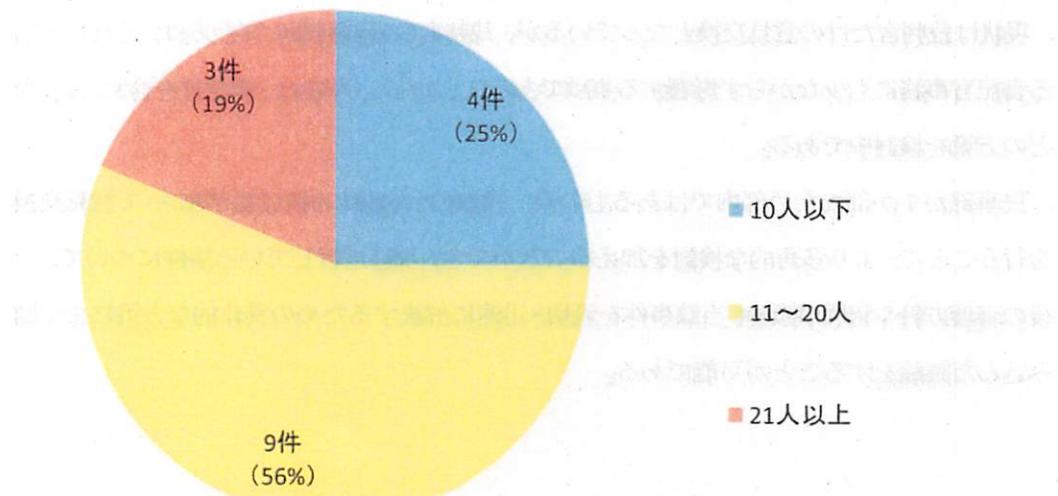
(4) 単独事件の審理判断の在り方に関する他の地方裁判所との間の意見交換の場

【グラフ6-4-1】他の地方裁判所との意見交換の参加者構成



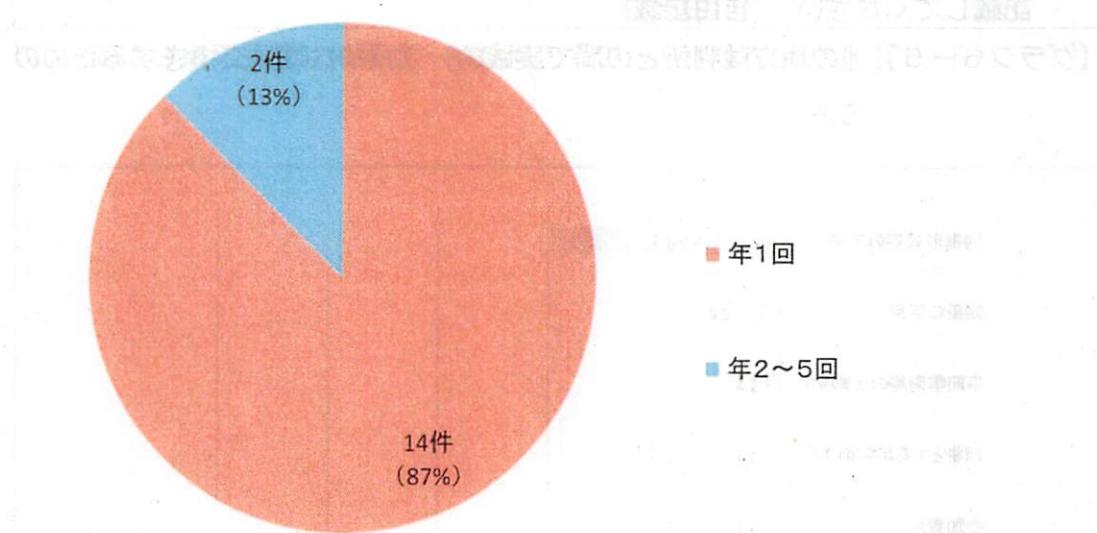
※ 回答庁数16庁
(一つの庁が複数の意見交換について回答している場合には、それぞれを計上している。)

【グラフ6-4-2】他の地方裁判所との意見交換への参加人数



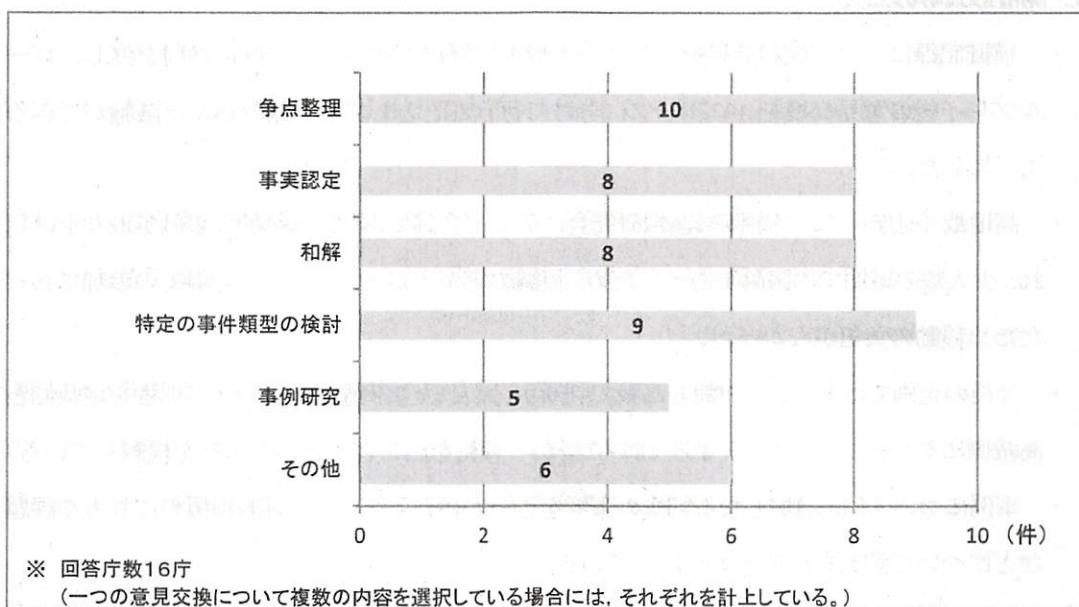
※ 回答庁数16庁
(一つの庁が複数の意見交換について回答している場合には、それぞれを計上している。)

【グラフ6-4-3】他の地方裁判所との意見交換の開催頻度



※ 回答庁数16庁
(一つの庁が複数の意見交換について回答している場合には、それぞれを計上している。)

【グラフ6-4-4】他の地方裁判所との意見交換の内容



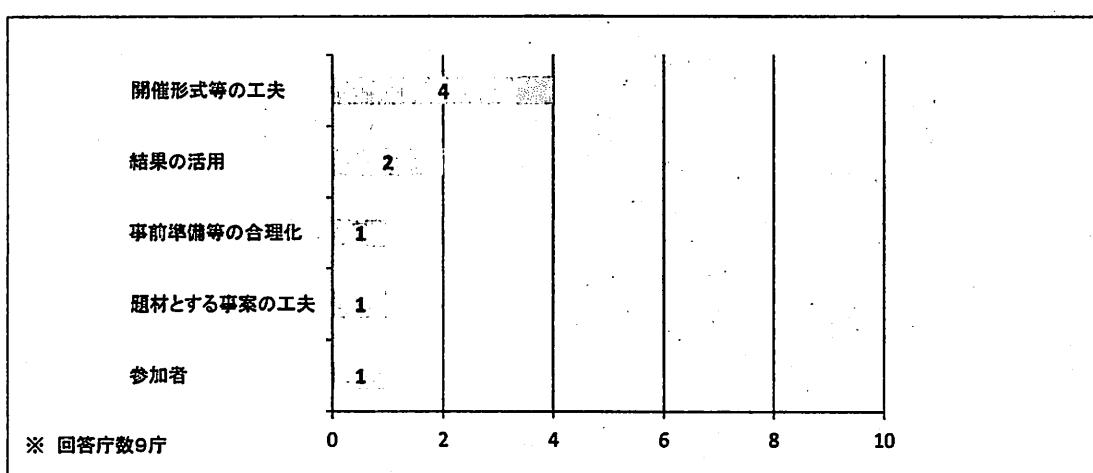
※ 回答庁数16庁
(一つの意見交換について複数の内容を選択している場合には、それぞれを計上している。)

効果に関する主な意見

- 他庁の模擬争点整理に当庁の右陪席も参加し、自己の争点整理の検証・見直しに役立てていくものと期待している。
- 交通専門（集中）部が集まって協議することで、最先端の問題についての理解を深めたり、他庁の審理上の工夫例を自身の事件処理に活かすことができる。
- 小規模庁同士で、他の裁判官の争点整理の手法や考え方を学ぶ貴重な機会となっている。意見交換により、自らの争点整理の振り返りや新たな試みをしていくための一助となる。

(5) (4)の意見交換が実践的・効果的なものとなるよう工夫している点があれば、記載してください。(自由記載)

【グラフ6-5】他の地方裁判所との間で実践的・効果的な意見交換をするための工夫



主な具体的回答

○ 開催形式等の工夫

- ・ 模擬記録について検討結果をアンケート形式で提出させることで深い検討を促し、ロールプレイ後の意見交換を4グループに分けて行うこととしてより踏み込んだ議論ができるようにした。
- ・ 高地裁(他府)での民事訴訟運営研究会にテレビ会議で参加。具体的な事例が取り上げられ、少人数の班別での議論であったため、協議の実が上がった。テレビ会議での参加であつたため移動の負担がなかった。
- ・ 今後の企画ではあるが、地裁と高裁で判断が分かれた事例を取り上げ、参加者を地裁側と高裁側にグループ分けし、それぞれの立場から意見を出し合うという試みを検討している。
- ・ 事例については、題材となる判決の事案をきっかけにして、広く訴訟指揮の在り方や課題などについて意見を求めるようにしている。

○ 結果の活用

- ・ 参加者が部内で説明会をする。
- ・ 結果を部内で共有し活用している。

○ 事前準備等の合理化

- ・ 題材について事前に意見交換をし、訴訟指揮全般について実践的な意見交換ができるよう打ち合わせている。

○ 題材とする事案の工夫

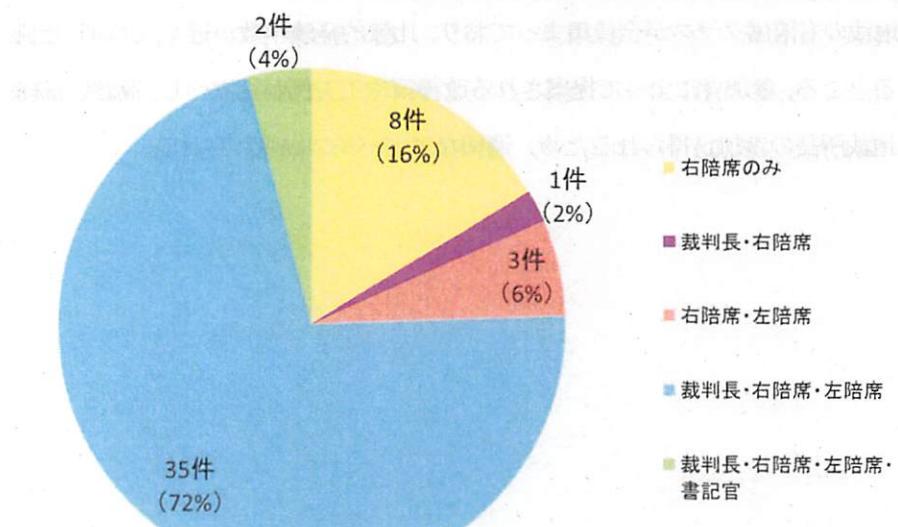
- ・ 具体的な事例を素材とすることにより、抽象的な議論ではなく、より具体的かつ実践的な議論が実現できるようにしている。

○ 参加者

- ・ 高裁管内の地裁の右陪席クラスが全員集まっており、比較的経験年数が近く、共通した悩みを持っているところ、参加者によって提案される改善策や工夫例が役立つし、高裁の部総括、右陪席、地裁所長の参加が得られるため、適切なアドバイスが受けられる。

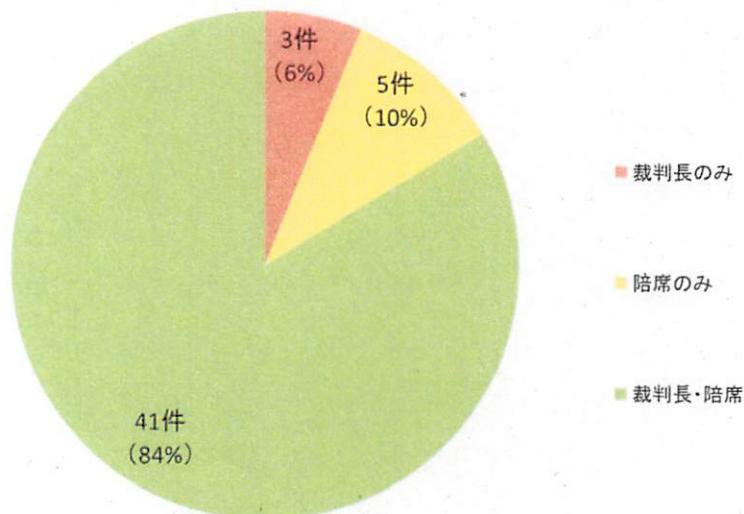
(6) 単独事件の審理判断の在り方に関する高等裁判所との間の意見交換の場

【グラフ6-6-1】高等裁判所との意見交換の参加者構成（地方裁判所側）



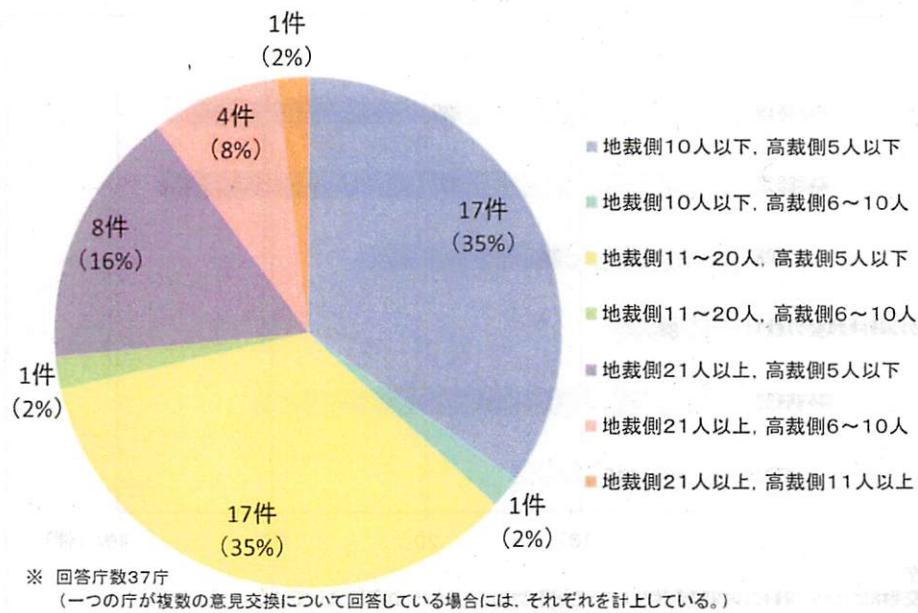
※ 回答庁数37庁
 (一つの庁が複数の意見交換について回答している場合には、それぞれを計上している。)

【グラフ6-6-2】高等裁判所との意見交換の参加者構成（高等裁判所側）

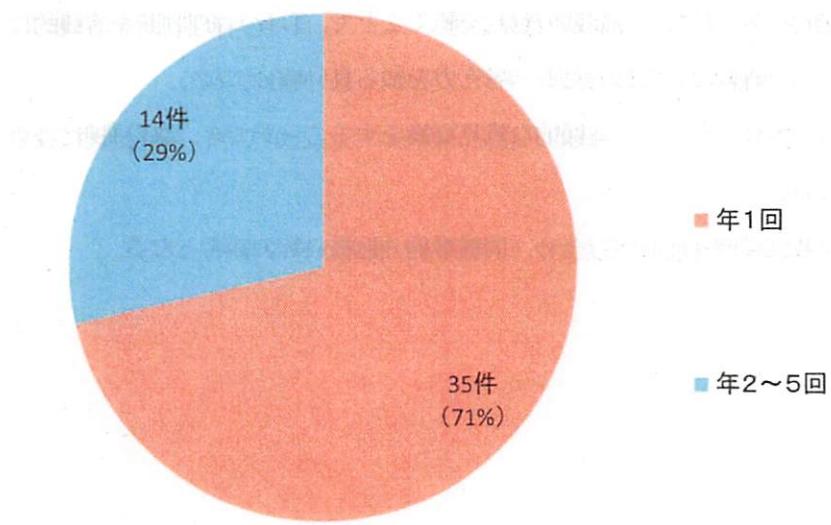


※ 回答庁数37庁
 (一つの庁が複数の意見交換について回答している場合には、それぞれを計上している。)

【グラフ6-6-3】高等裁判所との意見交換への参加人数（組合せ）

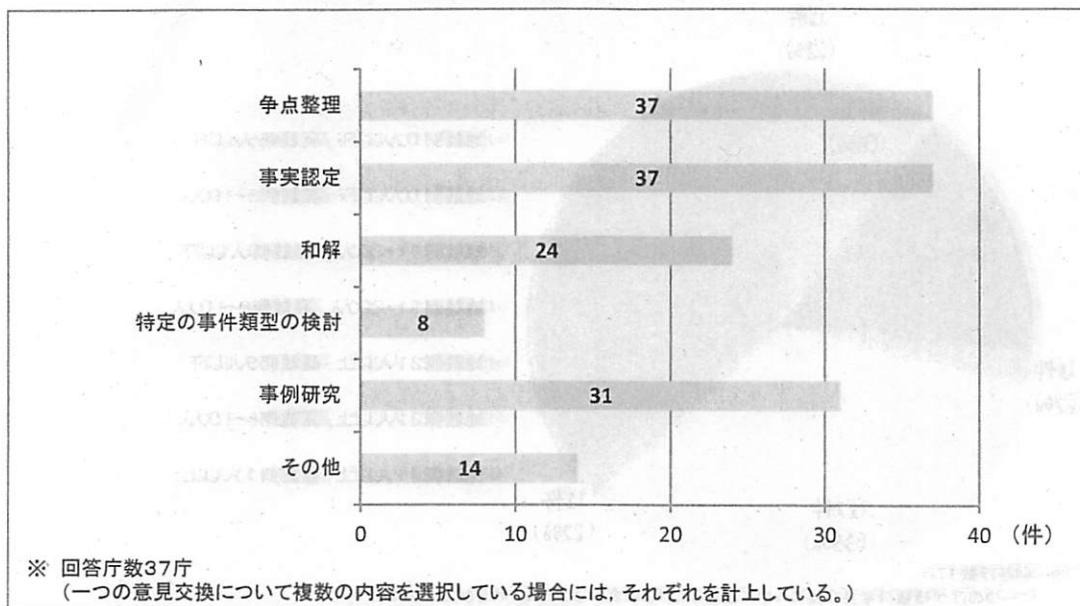


【グラフ6-6-4】高等裁判所との意見交換の開催頻度



※回答府数37府
(一つの府が複数の意見交換について回答している場合には、それぞれを計上している。)

【グラフ6-6-5】高等裁判所との意見交換の内容

**効果に関する主な意見**

- ・ 単独事件の審理判断を多く見ている高裁の意見を聞くことで、自身の審理判断を客観的に見つめ直すとともに、上訴審ならではの見方・考え方を知る良い機会になる。
- ・ 判決書の記載の在り方等について、実践的な意見交換をすることができ、事件処理に役立たせることができている。
- ・ 実際の一審判決を基に事例を検討するため、同種事例の取扱い等の参考となる。

- ・ 限られた時間の中で実のある議論にするため、高裁の担当裁判官とは事前に十分に打合せを行っている。
- ・ 証拠を含めた記録全体のコピーを各自が事前に検討する形をとっている。
- ・ 題材となる原判決を事前に提示され、これについての疑問点や問題点、協議したい点などを募集し、高裁で検討の上、簡単なレジュメ（回答等）を作成配布してもらっている。
- ・ 議題を部内で事前に検討して、疑問点や質問事項などを考えておくことで、意見交換会の議論が活発になるようにしている。

○ 開催形式等の工夫

- ・ 昨年から2グループに分けて、少人数での意見交換ができるようにした。
- ・ 地裁裁判官を3グループに分け、各1名の高裁裁判官と突っ込んだ意見交換ができるようにした。
- ・ 地裁裁判官の参加者が家裁裁判官を含めると60人くらいになるため、より忌憚のない意見交換をするため、高裁に依頼し、これまでの1箇部から、本年度から2箇部に懇談会に参加していただき、2班態勢で意見交換を実施している。
- ・ 意見交換が活発になるように一班10人程度になるように3班に分かれて議論した。

○ 進行等の工夫

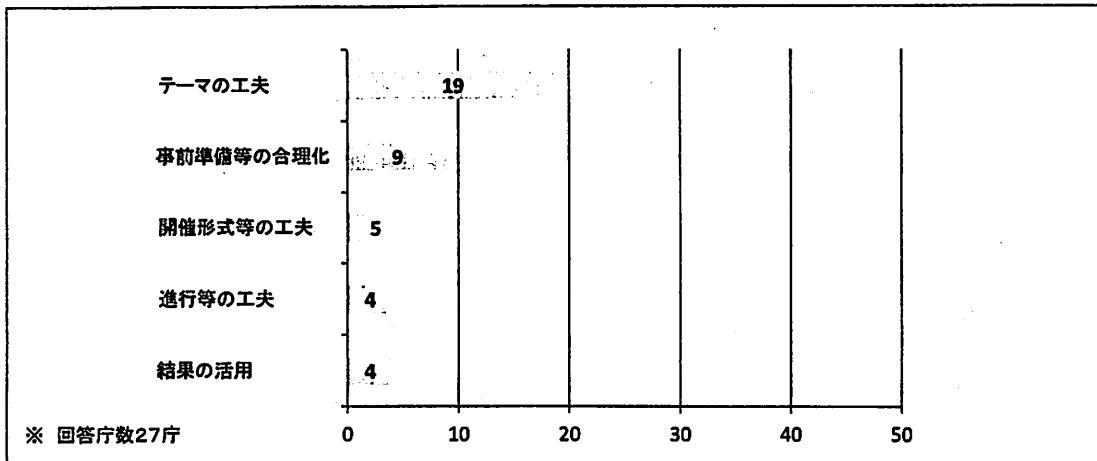
- ・ 最初に一審判決のみを配布し、各自が検討した後に控訴審判決を配布することにより、各自の主体的な検討を促すようにした。
- ・ 基本的に陪席が意見交換を行い、部総括は発言を控える。
- ・ 地裁右陪席に司会をしてもらって参加者間で積極的な意見交換を行い、最後に高裁裁判官からコメントや控訴審判決の理由について説明を受けて高裁の視点を共有することなどを工夫している。
- ・ 意見交換に先立ち地裁裁判官から高裁へ質問をしておき、意見交換の場において高裁裁判官から当該質問に対する回答を聞くという形式を探っている。

○ 結果の活用

- ・ 協議会等の参加者が説明会をする。
- ・ 高裁からの指摘をもとに、改めて部内で審理の在り方や改善点を議論するようにしている。

(7) (6)の意見交換が実践的・効果的なものとなるよう工夫している点があれば、記載してください。(自由記載)

【グラフ6-7】高等裁判所との間で実践的・効果的な意見交換をするための工夫



主な具体的回答

○ テーマの工夫

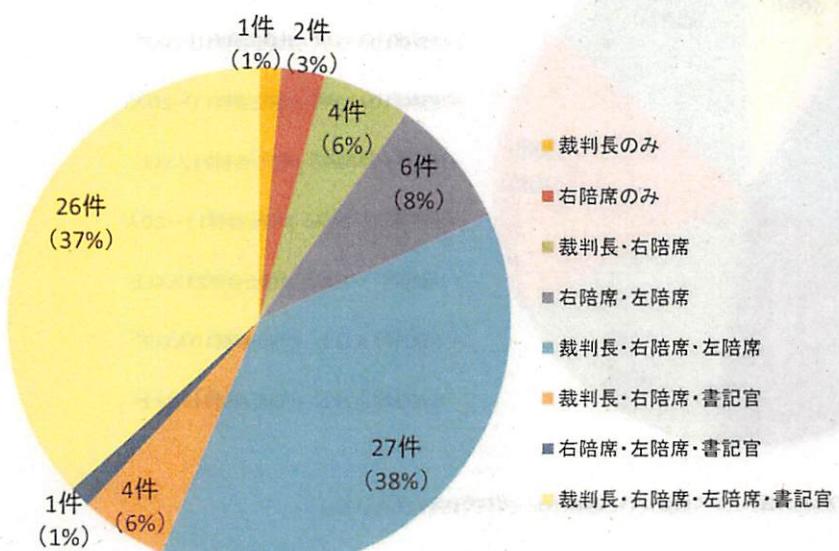
- 具体的的事例を素材とすることにより、実践的な意見交換をすることができた。
- 高裁裁判官から教示を受けるだけの場とならないよう、具体的な事案を踏まえた意見交換をするほか、地裁側から積極的に質問等をするようにしている。
- 検討する訴訟類型等について、参加いただく高裁裁判官と幹事とで事前打合せを行い、多くの裁判官に有用なものを選んでいる。
- 地裁側参加者の担当事件を避けつつ、現実に係属した事件を題材として選定することで、忌憚なく、実践的な意見交換をすることができるよう工夫している。
- 扱う事案については、地裁からの要望（文書の証拠力が問題となる事案、客観証拠が薄い事案など）に即したものとなるよう配慮してもらっている。
- 争点整理や事実認定で悩みやすい点を含む事件を選別

○ 事前準備等の合理化

- 高裁から提示された事例について、事前に、部内で又は部を超えて意見交換を行っている。
- 事前に題材となる判決等を十分に読み込み、自分なりの考えを持った上で意見交換に臨むよう求めている。
- 地裁は予め判決を部内で検討する。それとは別に地裁から協議問題を提出して聞きたいことを伝える。
- 事前に資料を配布して、参加者に検討を求めている。

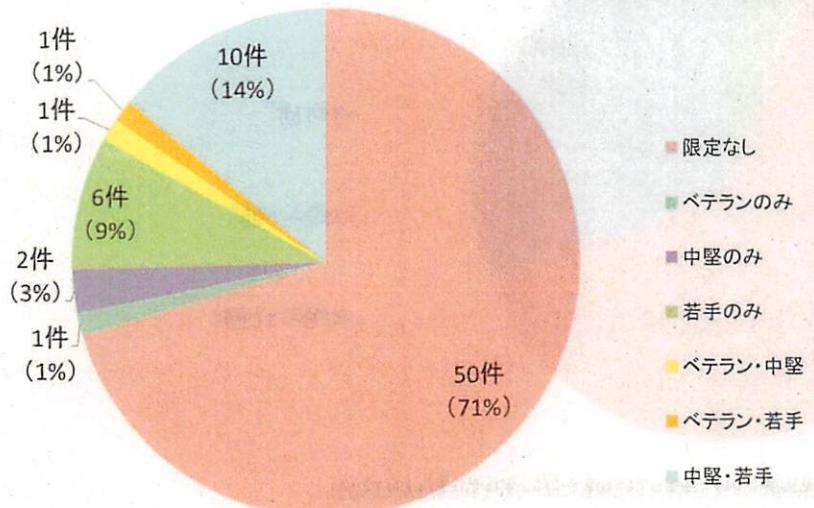
(8) 単独事件の審理判断の在り方に関する弁護士会との間の意見交換の場

【グラフ6-8-1】弁護士会との意見交換の参加者構成（地方裁判所側）



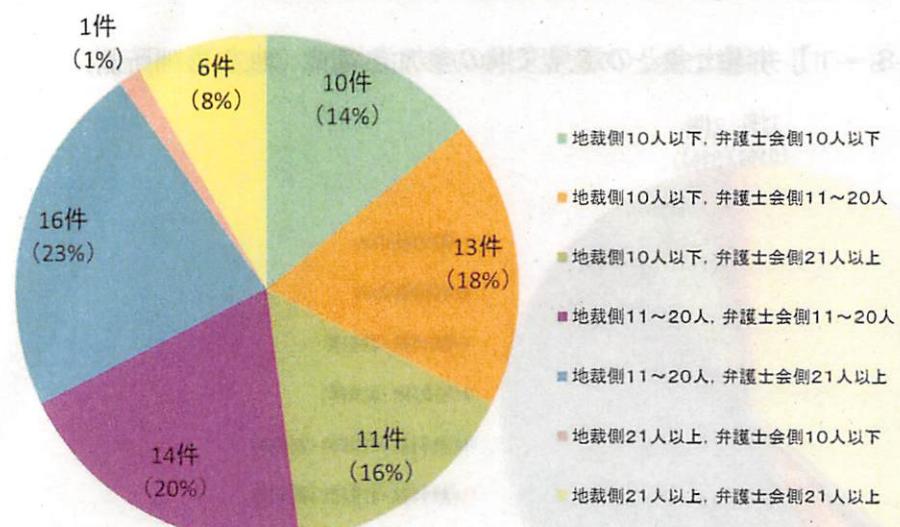
※ 回答序数48序
(一つの庁が複数の意見交換について回答している場合には、それぞれを計上している。)

【グラフ6-8-2】弁護士会との意見交換の参加者構成（弁護士会側）



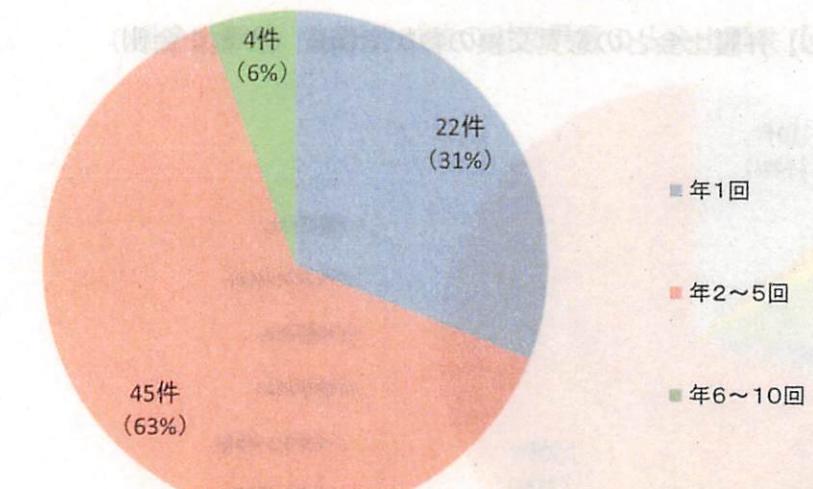
※ 回答序数48序
(一つの庁が複数の意見交換について回答している場合には、それぞれを計上している。)

【グラフ6-8-3】弁護士会との意見交換への参加人数（組合せ）



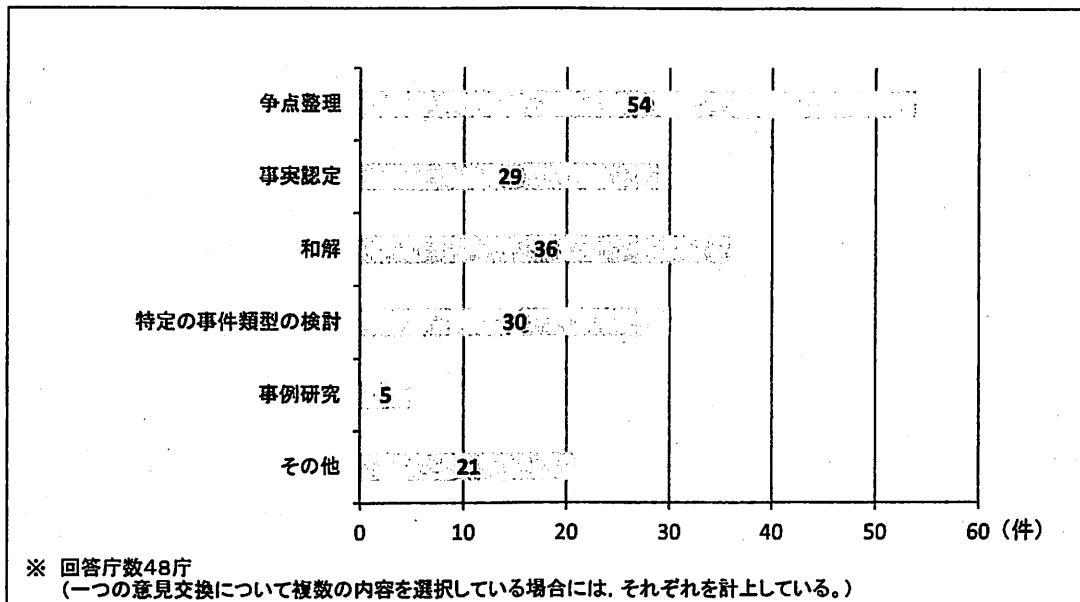
※ 回答序数48席
(一つの庁が複数の意見交換について回答している場合には、それぞれを計上している。)

【グラフ6-8-4】弁護士会との意見交換の開催頻度



※ 回答序数48席
(一つの庁が複数の意見交換について回答している場合には、それぞれを計上している。)

【グラフ6-8-5】弁護士会との意見交換の内容

**効果に関する主な意見**

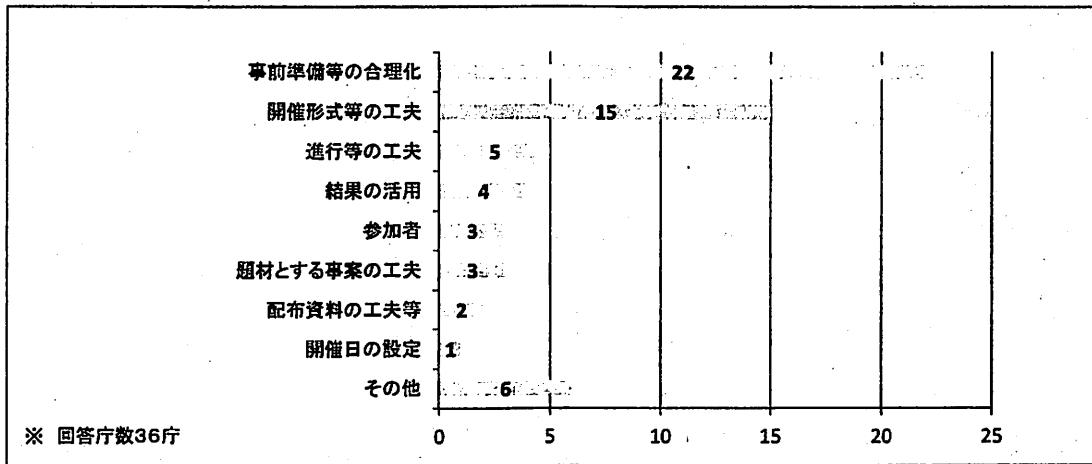
- ・ 弁護士側の考え方や悩み、裁判所に対する期待、裁判所への不満を把握することにより、訴訟運営改善の参考とすることができます。
- ・ 本来あるべき審理のイメージを共有したり、弁護士側の事情や考えていることを知ることができている。
- ・ 弁護士会の問題意識を反映させながら、裁判所からの要望事項をとりまとめ、その結果を弁護士会のホームページに載せて周知してもらうことなどができる。
- ・ 裁判所と弁護士会の間に共通認識が生まれ、協力的な雰囲気が醸成された。
- ・ 特定の事件類型（交通事故訴訟、被相続人の財産の費消に係する訴訟）に即した争点整理や立証活動について、裁判所の問題意識を共有することができた。
- ・ 裁判所から見えにくい紛争処理の実情をよく把握することができる。
- ・ 弁護士から見た裁判所の見方について講演してもらったものであり、忌憚のない指摘をいただき、審理方法の改善のみならず、立居振舞いを正す参考になった。
- ・ 口頭議論活性化の方策や、争点整理の結果の共有方法について、弁護士会との間で取決めができた。
- ・ 定型書式の利用の依頼等により事務負担を軽減できる。
- ・ 裁判所として取り組んでいる事項に対する理解と協力を求める良い機会となっている。
- ・ 適切な審理運営について弁護士に理解してもらうことを地道に続けることで審理の適正迅速化につながると考えている。
- ・ 若手弁護士のスキルアップ効果がある。
- ・ 弁護士会所属の約半数の弁護士が出席する協議会であるため、協議内容を多くの会員が直に

(資料3)

見聞でき、実務への還元のスピードが速い。

(9) (8)の意見交換が実践的・効果的なものとなるよう工夫している点があれば、記載してください。(自由記載)

【グラフ6-9】弁護士会との間で実践的・効果的な意見交換をするための工夫



主な具体的回答

○ 事前準備等の合理化

- 裁判所と弁護士会の幹事であらかじめ打合せをして、テーマの選定等を行っている。
- 幹事及び担当者が密に連携して準備をしており、基調報告も行っている。
- 必要に応じて事前アンケートを実施している。
- 弁護士会との意見交換の前に、参加する裁判官が集まり、意見交換をしている。

○ 開催形式等の工夫

- フランクな意見交換ができるよう正式な記録化を行わない扱いとしている。
- 裁判所、弁護士会とも参加者多数のため、全体討議のほか、より自由闊達な議論をするため小グループごとに意見交換している。
- 活発な意見交換を促すため、参加人数を30名程度に絞り、当日は全員参加のフリーク形式で協議を行っている。
- 若手弁護士の発言が少ないので、より少人数での実施を模索しているところである。
- 従前は大会議室において全員参加の方式で協議していたが、少人数のグループディスカッション方式にしたことにより、各参加者が充実した議論をすることができるようになった。
- 具体的な事例を題材として、担当裁判官と各当事者の代理人弁護士をパネリストとし、参加者を含め自由に議論することにより事件を多角的に検討し、併せて若手弁護士が当該類型の事件についての訴訟活動を学べるようにしている。
- 従前は得てして、裁判所からの講演と質疑応答のみということになりがちであったが、近年は、争点整理や和解についてのパネルディスカッションを行うなど、双方向で議論で

きるよう心掛けている。

- ・ 年度ごとのテーマを決めて意見交換している。
- ・ 具体的な題材を基に協議をすることで、より実践的・効果的なものになるよう工夫している。
- ・ 個別事案での争点整理の工夫例について議論するなどして、弁護士側からの意見が出やすいように工夫している。

○ 進行等の工夫

- ・ 弁護士や裁判官によって運用が異なり得る事項については、その場で挙手によるアンケートを行い、全体的な傾向を把握した上で意見交換が行われるように工夫している。
- ・ 裁判所側、弁護士会側の双方から発言を求めるようにしている。
- ・ 弁護士側のニーズ、裁判所に対する不満・改善点等をよく聞き出し、各意見交換会の目的を明確化し、共有している。
- ・ 裁判所・弁護士会を代表として意見を述べるのではなく、個人的な見解を前提にざっくばらんな意見交換を行うものとして実施している。
- ・ 双方が意見交換を行った上、意見交換に適した協議事項や題材を選択し、自由な意見交換ができるような雰囲気作りに努めている。

○ 結果の活用

- ・ 意見交換の結果概要が弁護士会報に掲載されるので、それにより会員への周知が図られている。
- ・ 開催後、協議結果等が弁護士会の会報・ホームページに掲載される。
- ・ 弁護士会との間の取決めを実際に試行してみた上で、裁判官及び弁護士の感想をそれぞれ収集して持ち寄り、改善につなげている。裁判官の感想を広く弁護士に伝え、意見を募る機会も企画中である。
- ・ 年度の終わりには、シンポジウムを開催して年間の意見交換の結果を振り返っている。

○ 参加者

- ・ 若手勉強会については、対象者の期を限定して「若手」とすることで自由な議論がしやすい雰囲気作りをしている。
- ・ 地裁民事部と若手弁護士（原則61期以降）との間で年三、四回程度、ステップアップ研究会という名称の勉強会を実施している。
- ・ 弁護士の人数が増えるにつれ、若手が遠慮して発言しにくそうな雰囲気を感じているので、期を限定するなどの工夫が必要かもしれないと考えている。

○ 題材とする事案の工夫

- 裁判所側から各裁判官の具体的な実践例や工夫例の報告をし、それを題材に意見交換をするようにした。題材となる話題については具体的局面や事件類型についてはある程度限定しつつも汎用性のあるものを選択するように工夫した。
- 交通事故や不動産関係事件等の定型的な事件のうち和解で終了したもの題材とした。
- 双方が問題意識を持っているトピックを議論の題材としている。

○ 配布資料の工夫等

- 争点整理についての意見交換では、実際に効果的だった争点整理表を示すなどした。
- 争点整理に関する判例タイムズの記事（1435号55頁）を配布するなどして、裁判所と弁護士との間で、適切な審理運営方法について検討を深めることができた。

○ 開催日の設定

- 多くの弁護士が参加する他の協議会（倒産事件連絡協議会）と同一の日に連続して開催することにより、弁護士会からの参加がしやすいようにしていることで、毎回多くの弁護士が参加している。

○ その他

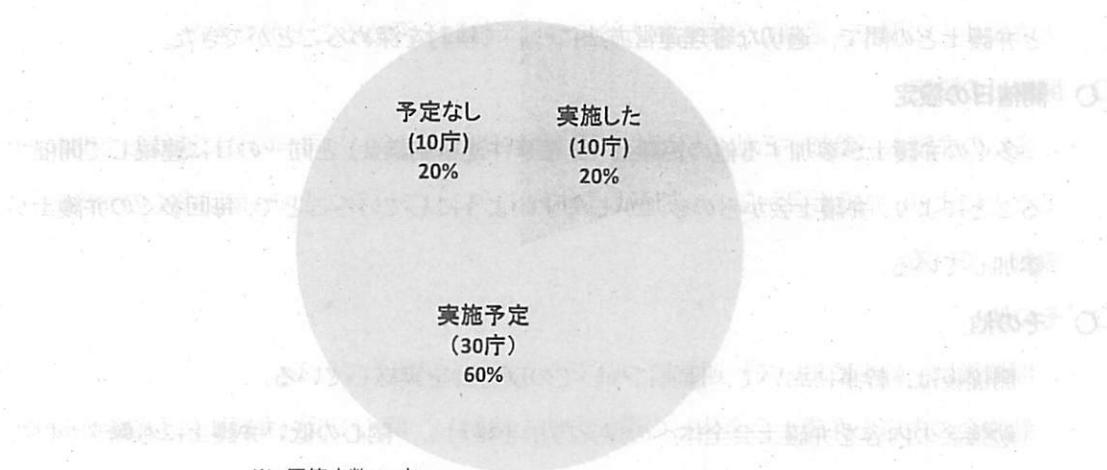
- 開催後は、幹事において、運営についての反省会を実施している。
- 勉強会の内容を弁護士会全体への還元方法を検討し、関心の低い弁護士にも働きかけていきたい。
- 弁護士会との接触の機会を多く持ち、信頼関係を醸成することを通じて、率直な意見交換ができるようにしている。
- 弁護士が参加しやすいように、弁護士会からテーマを募集したが、ハウツーもの（訴訟類型ごとの留意事項）になってしまっている。裁判所が求めたいテーマ（十分に争点整理や心証開示が行われているといえるか、工夫点はあるか）等には取り組めない。

協議事項(3) 改正債権法に対応し、裁判の質を高めるために庁として取り組むべき
課題

7. 改正債権法の施行に向けた取組の実情

改正債権法（民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）をいう。以下同じ。）の成立・公布後、庁として次のような取組を実施又は予定していますか。

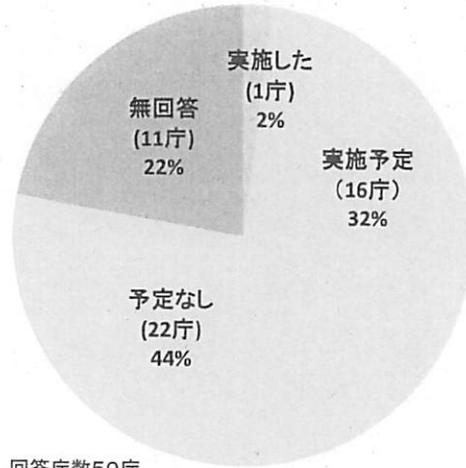
【グラフ7-1】ア 改正債権法についての説明会、講演会、勉強会等



実施内容の参考回答

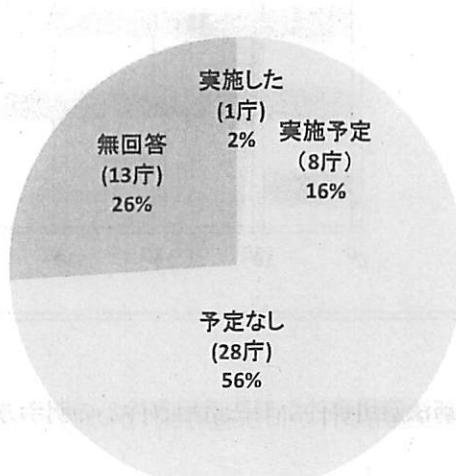
- 立法担当者による講演会を実施済み
- 弁護士会の主催で勉強会が開催され、裁判官もオブザーバー参加した。

【グラフ7-2】イ 改正債権法を踏まえた審理判断の在り方についての検討会等



実施内容の参考回答

- 一問一答が発刊された時点以降に、改正債権法の実体面や審理判断上の課題について勉強会を実施予定
- 裁判官室では月1回実施する勉強会で取り扱う予定であり、書記官室としても、施行の半年程度前から訴状審査の在り方等について勉強会をすることを検討している。

【グラフ7-3】ウ 改正債権法に関する参考資料の作成

※ 回答庁数50庁

実施内容の参考回答

- 改正債権法の実体面や審理判断上の課題について勉強会を実施する過程で、参考資料を作成出来るか検討

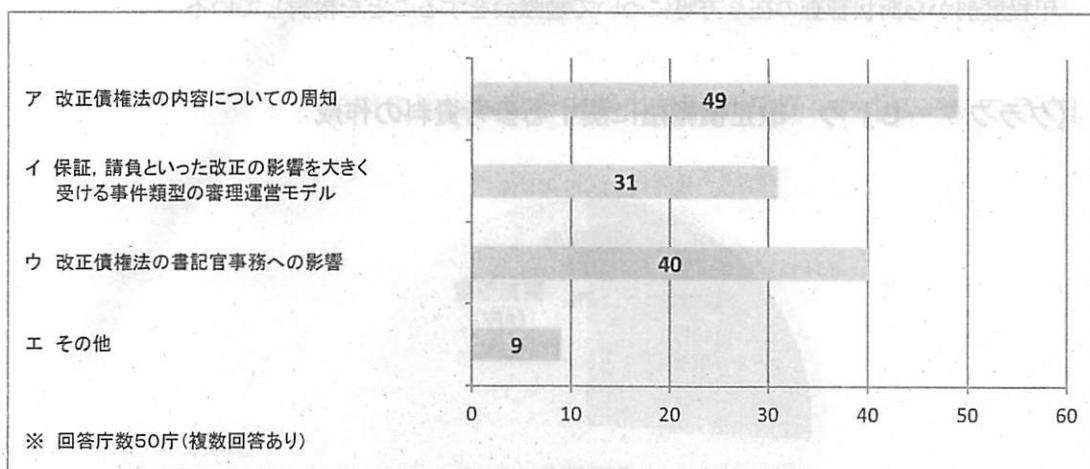
【7-4】エ その他（自由記載）

- 書記官事務の整理とも関係するが、裁判官室、書記官室、あるいは民事部全体において、改正を見据えた話題や質疑の機会を設けていく予定
- 法改正対応プロジェクトチームにおいて、改正債権法についても対応を検討する予定。具体的な内容は検討中

8. 取組を進めるに当たって検討すべき課題

改正債権法の施行に向けて、どのような事項についての検討が必要と考えますか。(複数選択可)

【グラフ8】改正債権法の施行に向けての検討事項



「その他」の主な回答

- 複雑な経過規定への対応、新法適用事件か旧法適用事件かの明示方法、施行前後において注意を要すべき事項
- 法定利率の改正に伴う遅延損害金の主文記載例や中間利息控除の在り方など改正の影響の大きい重要論点の研究、交通事故事件の執務資料見直し
- 府としての勉強会等のみで全てを賄うことは無理であるので、自学を促すような取組を検討する必要がある。
- 裁判官のみならず、書記官をはじめとする一般職員を交えた勉強会等が必要である。
- 債権者取消権の行使につき、訴訟告知が必要的となる等の手続的改正は、弁護士会とも認識共有が必要